

## 第 612 回富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 5 年 9 月 6 日（水）午後 1 時 30 分から午後 2 時 13 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（11 人）

1	鈴木 昇	2	澤邊 治之			4	川口 寛市
5	稲村 耕一	6	大塚 和行	7	渡邊 和巳	8	白井 和子
9	平野 弁一	10	佐久間 容				
13	小柴 賢次郎	14	鈴木 伸江				

4 欠席委員（3 人）

3	丸 文浩	11	森田 泰彰	12	安田 和永		-
-	-	-	-	-	-	-	-

5 事務局職員（4 人）

局長 藤川 幸男	係長 鈴木 宏誌	書記 樋口 悠亮	書記 山口 芳郎

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請及び同法第 5 条の規定による許可申請  
について

議案第 4 号 「（富津市）農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に関する  
農業委員会の意見について

専決処分報告について

第 612 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
事務局長	<p>開会 午後 1 時 30 分</p> <p>皆様こんにちは。本日の会議を始めさせていただきます。委員の皆様には、ご多用のところ第 612 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>会議の開会に先立ちまして本日の出席状況ですが、委員 11 名の出席となっております。従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>【要約】猛暑日の記録も伸びている模様、台風の気配もあるが刈り取りの最中なので天気が持つことを願う、多忙のところ出席いただき感謝申し上げる。</p>
議長	<p>(開会)</p> <p>ただ今から、第 612 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第 13 条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。1 番 鈴木昇委員、2 番 澤邊委員を指名いたします。それでは議事に入らせていただきます。</p>
議長	<p>【議案第 1 号】</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第 1 号 1 番について、担当委員の現地調査及び説明を、3 番</p>

	<p>丸委員ですが本日欠席ですので、事務局からお願いします。</p> <p>事務局（山口） 議案第1号1番について、担当委員の丸委員が欠席ですので事務局より説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。飯野小学校より北東の方向 1.1Km 付近に点在する農地です。現地調査の結果、今後も耕作を行っていくことは問題ない場所であるとの報告を担当農業委員から受けております。</p> <p>義務者は、相続により取得しましたが、後継者もいなく耕作を続けて行くことが難しいため売却先を探していたところ、農地を探していた権利者と合意が整い、売買による所有権移転の申請であります。権利者は、木更津市に在住し会社を営みながらの兼業農家で木更津市に6,311㎡の耕作面積を持つ者であります。会社の経営権を子供に移したことから、農業経営の拡大のため購入しようとするもので、日照条件や、道路沿いに所在しているなど立地条件も良く、通作しやすい場所であったことから本申請に及んだものであります。営農計画は、水稻及びミカン・レモンなど柑橘類の栽培を計画しております。申請地は、農振農用地区域内及び外農地6,651㎡、耕作面積6,311㎡、農作業歴50年、従農数3名であります。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題はないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第1号1番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号2番について、担当委員の現地調査及び説明を、14番 鈴木伸江委員、お願いします。</p>
鈴木伸江委員	<p>議案第1号2番について、申請地を9月6日に確認しましたので説</p>

	<p>明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。君津商業高等学校より北西の方向100m付近に位置する農地で周辺は住宅地が広がっている一画にあります。</p> <p>義務者は、施設への入所により耕作を行うことが不可能になったこと、又後継者がいないことなどから、近くに住む親戚の権利者へ売却するため、売買による所有権移転の申請を行うものであります。申請地内に義務者が設置したビニールハウスは引き続き利用し、古くなった農業用資材庫は撤去し畑として利用する計画となっております。営農計画は、露地野菜の栽培を行う予定であります。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（山口）	<p>ただいまの鈴木伸江委員の説明に補足をさせていただきます。義務者は、福祉施設への入所により耕作が不可能となったため市外に住む子が管理を行っておりました。後継者がなく引き続き管理を行っていくことが難しいこと、また入所費用を賄う必要があることなどから売却を考え、親戚にあたる権利者に申し入れを行い、承諾が得られたため本申請となったものであります。現地は、義務者が設置した農業用の小屋とビニールハウスがあります。許可を得られた後に、老朽化が進んでいる小屋は解体し畑地に戻し、ビニールハウスはそのまま引き続き利用したいとの考えであり、権利者からの上申書により確認済であります。申請地は、農振農用地区域外農地 515 m<sup>2</sup>、権利者の耕作面積は 11,272 m<sup>2</sup>、農作業歴 67 年、従農数 4 名であります。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第1号2番は承認されました。</p>

<p>議長</p>	<p>【議案第2号】</p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第2号1番について、担当委員の現地調査及び説明を、1番鈴木昇委員、お願いします</p>
<p>鈴木昇委員</p>	<p>議案第2号1番について、申請地を9月6日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。吉野行学校より北の方向約350mに位置する農地であります。</p> <p>義務者は、申請地での耕作を現在の稲を最後に終了し、農地の縮小を考えていたところ、権利者との太陽光発電施設への転用の話がまとまり、周辺に建物も無く陽当たりが良いため太陽光発電施設の設置にも適した土地であることから、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明お願いします。</p>
<p>事務局（樋口）</p>	<p>ただいまの鈴木委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>

	<p>議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第2号1番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号2番について、担当委員の現地調査及び説明を、 2番 澤邊委員、お願いします</p>
澤邊委員	<p>議案第2号2番について、申請地を9月6日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。富津中央インターチェンジより北東の方向約1.3kmに位置する農地であります。</p> <p>申請地は、周辺に人家が少なく、また、陽当たりが良いことから、太陽光発電施設に転用するにあたり適した土地であるため、賃借権設定を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの澤邊委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p>

議長	<p>(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第2号2番は承認されました。</p> <p><b>【議案第3号】</b></p> <p>次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請及び同法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第3号1番から4番については、営農型太陽光発電に関するもので、権利者・義務者を同じくするものですので、一体として審議、採決することとしてよろしいでしょうか。(異議なしの声)</p> <p>では、担当委員の現地調査及び説明を、6番 大塚委員、お願いします。</p>
大塚委員	<p>議案第3号1番から4番について、申請地を9月1日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。天羽中学校より南東の方向約200～250mに位置する農地であります。</p> <p>申請地は令和2年9月7日付けで農地法第3条での区分地上権および5条での一時転用の許可を受けており、今回は、更新後の許可期限の3年を迎えますので、改めて一時転用の許可を受け、営農型発電事業を継続するため申請するものです。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの大塚委員の説明に補足させていただきます。本件は、営農型太陽光発電に係る区分地上権および一時転用の期間満了に伴い事業継続のために新規に区分地上権および一時転用の申請をするものです。農地区分、立地基準、一般基準については、千葉県許可を受け、また土地利用についても申請時に添付された土地利用計画のとおりでありましたので問題ありません。なお、営農型太陽光発電事業の許可にあたり、収穫量等の作物の生育への影響が軽微であることがありますが、本件は許可を受けた計画のとおりミョウガを定植してお</p>

議長	<p>り、今後も継続して確認していくこととなります。以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り、一括の採決に入ります。</p> <p>議案第3号1から4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。よって議案第3号1から4番は承認されました。</p>
議長	<p><b>【議案第4号】</b></p> <p>次に、議案第4号「(富津市)農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に関する農業委員会の意見について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局(鈴木)	<p>議案第4号について事務局から説明いたします。8月4日、前回定例会の開催時に、市農林水産課から変更案の配布と担当者からの説明がありましたこの件ですが、この案について、農業委員の方々からご意見があればお寄せくださいとのことでした。そして現在のところ、寄せられた意見はなし、という状況です。そうしますと、農業委員会からは特に意見はありませんと市長部局に回答しますので、そのような形でよろしいか、委員の皆様にお諮りするものです。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。こちらは先月の定例会の時に、農林水産課の庄司さんが説明をしていたものだと思います。認定の基準所得が多少変わるとか、そういった変更でして、もし意見や質問があったら事前に提出するとなっていたわけです。</p> <p>それでは、私たち農業委員会からの意見、ということですが、これは「特になし」ということでよろしいでしょうか。</p> <p>(一同：はい、賛成)</p>
議長	<p>では、そのように事務局から市へ回答するよう、お願いします。</p>

議長	<p>【専決処分報告について】</p> <p>次に、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」を事務局長よりお願いします。</p>
局長	<p>市街化区域内にある農地の専決処分について報告をさせていただきます。</p> <p>農地法第5条第1項第6号の規定による届け出でございますが、1番は駐車場として所有権移転するもので、面積は373㎡、2番は住宅敷地として所有権移転するもので、面積は5.88㎡、3番は資材置場として所有権移転するもので、面積502㎡です。</p> <p>これらの届出につきまして、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。（鈴木伸江委員より、太陽光発電施設への転用による周辺農地への影響について。耕作放棄に繋がる事例もあり、より慎重な審査が必要ではないか、など）</p> <p>事務局何かありますか。（新任研修資料の配布、パトロール用掲示の配布について）</p>
会長	<p>皆様には、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。なお、次回の農業委員会総会は、10月6日木曜日、場所は401会議室で午後1時30分から開催いたします。</p> <p>閉会 午後2時13分</p>